

事務連絡
令和元年6月20日

文書法制課長 様

子育て総務課長

小児医療費助成制度に係る小児医療証の発行漏れについて（報告）

小児医療費助成制度に係る小児医療証の発行について、平成31年3月に発送しなければならない方について発送が漏れていましたので、次のとおり報告します。

1 事案の概要

(1) 判明した日

平成31年4月25日（木）

(2) 事実確認

対象者の保護者より、4月25日午後5時、医療証が届いていないとの問い合わせがあり、3月の発送者リストを確認したところ、漏れていることが判明し、同時にその原因を調べたところ、他に5名の方の発送漏れを確認しました。

例月処理において、月末までに医療証が届くように20日前後に発送者リストを作成しますが、通常年齢区分5歳以下の未就学児には医療証を発行しません。しかし、3月生まれの未就学児から就学児に変わる子については医療証を発行しなければなりません。その作業に誤りがあったものです。

(3) 未送付者への対応

最初に問い合わせのあった1名については、発送漏れを確認後翌日に医療証を発送しました。また合わせて、その原因を調べたところ、他に5名の方の発送漏れを確認し、その皆様には5月14日までに発送しています。

対象の皆様には、お詫びと償還払の手続き方法を記入した事務連絡を同封したほか、電話等で連絡のついた方には、説明させていただいています。

(4) その後の経過

5月27日16時 議会へ報告

16時30分 報道発表

2 原因等

就学児については、所得調査が必要となってきますが、3月生まれの5歳児の対象者リストを作成する際に平成30年1月2日以降の転入者を加えるための手処理を漏らしてしまったことによるもので、担当者の事務処理誤りによるものです。

3 今後の対応

今後システム上表示される年齢区分ではなく、生年月日で確認することとし、医療証の発行に際しては、複数職員のダブルチェックの徹底などで事務処理体制を強化してまいります。

また、情報システム課と調整し、システムで対応できないか検討していきます。

〔 事務担当は、手当・助成担当です。 〕
〔 内線 2169 〕